

被懲戒弁護士・外国法事務弁護士共同法人の業務停止期間中における業務規制等について弁護士会及び日本弁護士連合会の採るべき措置に関する基準

(令和三年六月十八日理事会議決)

(目的)

第一 この基準は、弁護士会又は日本弁護士連合会（以下「弁護士会等」という。）から外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律（昭和六十一年法律第六十六号。以下「外国弁護士法律事務取扱法」という。）第九十三条第一項第二号に掲げる懲戒の処分（以下「処分」という。）を受けた弁護士・外国法事務弁護士共同法人（以下「共同法人」といい、処分を受けた共同法人を「被懲戒共同法人」という。）の業務停止の期間中における業務規制等について、弁護士会及び日本弁護士連合会の採るべき措置を定め、もって、国民の弁護士、外国法事務弁護士、共同法人、弁護士会及び日本弁護士連合会に対する信頼並びに懲戒制度の実効性を確保するとともに、処分の適正かつ公平な運用を図ることを目的とする。

(業務規制等の説示)

第二 弁護士会等は、処分の告知に当たり、被懲戒共同法人に対し、次に掲げる事項及び弁護士会が別に定める規制措置について説明し、その遵守を説示しなければならない。

1 共同法人の業務停止のとき

(受任事件の取扱い)

一 被懲戒共同法人、被懲戒共同法人の社員並びに使用人である弁護士及び外国法事務弁護士（以下「社員等」という。）は、受任している法律事件（裁判所、検察庁及び行政庁（以下「裁判所等」という。）に係属するものに限らない。以下「受任事件」という。）について、次のイからへまでに従った措置を採らなければならない。

イ 被懲戒共同法人は、直ちに依頼者との委任契約を解除するとともに、委任契約を解除した受任事件について、解除後直ちにその係属する裁判所等に対し、辞任の手続を執らなければならない。

ロ イの規定にかかわらず、業務停止の期間が一箇月以内であって、依頼者が委任契約の継続を求めてその旨を記載した確認書を作成し、その写しを弁護士会等に提出する場合は、被懲戒共同法人は、依頼者との委任契約を解除しないことができる。ただし、被懲戒共同法人が依頼者に対して委任契約の継続を求める働きかけをした場合は、この限りでない。

ハ ロの規定により委任契約を継続するときは、被懲戒共同法人は、委任契約の継続確認後直ちに、その係属する裁判所等に対し処分を受けたこと及び業務停止の期間を通知しなければならない。

ニ 被懲戒共同法人は、イの規定により解除した委任契約が債務整理事件であるときは、債権者に対し、依頼者との委任契約を解除したことを連絡するものとし、和解が成立した債権者に対する弁済代行については、依頼者に対し、被懲戒共同法人が弁済代行を行うことができない旨及び債権者への送金先を通知しなければならない。ただし、支払期限が処分の効力が発生した日から十日以内の場合は、弁済代行を行うことができる。

ホ 被懲戒共同法人の弁護士である社員及び使用人である弁護士は、外国弁護士法律事務取扱法第八十条第一項において準用する弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号。以下「法」という。）第三十条の六第一項の規定により選任された事件は、辞任しなければならない。ただし、ロの規定により解除しない委任契約に係るものについては、この限りでない。

へ 被懲戒共同法人の弁護士である社員及び使用人である弁護士は、ホただし書の規定により辞任しない事件であっても、被懲戒共同法人の業務停止の期間中は、当該事件の業務を行うことができない。

(顧問契約の取扱い)

二 被懲戒共同法人は、直ちに依頼者との顧問契約を解除しなければならない。

(期日変更申請等)

三 被懲戒共同法人は、期日の延期及び変更の申請をすることができない。

被懲戒共同法人は、受任事件に関し裁判所等から書類の送達又は送付があった場合、これを受領してはならない。誤って受領した場合は、返還する等直ちに適切な措置を採らなければならない。

(預り金の受領禁止)

四 被懲戒共同法人は、保釈保証金、保全保証金及び供託金の還付及び取戻し、和解金等の弁済その他依頼者のために預り金を受領してはならない。依頼者から金員を預かる場合も、同様とする。ただし、民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百五十四条に該当する場合は、この限りでない。

(依頼者等への引継ぎ)

五 被懲戒共同法人は、第一号又は第二号の規定により委任契約又は顧問契約を解除した場合は、依頼者及び当該法律事務を新たに取り扱う弁護士、弁護士法人、外国法事務弁護士、外国法事務弁護士法人又は共同法人（以下「弁護士等」という。）に対し、誠実に法律事務の引継ぎをしなければならない。

- 六 被懲戒共同法人は、被懲戒共同法人の預り金口座等に業務停止の期間中に入金された和解金等の預り金について、依頼者に対する預り金返還債務と弁護士報酬の請求権を相殺してはならない。
(指定の取扱い)
- 七 被懲戒共同法人は、その社員と依頼者との間の指定関係を終了させなければならない。ただし、被懲戒共同法人の業務停止の期間が一箇月以内であつて依頼者が指定の継続を求めるときは、指定を継続して業務停止の期間が満了した後に再び業務を行うことができる。
(復代理人の選任等)
- 八 被懲戒共同法人は、新たに復代理人を選任し、又は社員等を新たに加入させ、若しくは雇用する等してはならない。
(復代理人等の監督)
- 九 被懲戒共同法人は、処分を受ける前に選任した復代理人並びに使用人である弁護士及び外国法事務弁護士(以下「使用人弁護士等」という。)に対し、指示及び監督をしてはならない。
(法律事務所等の管理行為等)
- 十 被懲戒共同法人は、法律事務所等の管理行為及び賃貸借契約並びに使用人弁護士等及び従業者との雇用契約等を継続することができる。
(法律事務所の使用)
- 十一 被懲戒共同法人は、その法律事務所を自らの共同法人の業務を行う目的で使用してはならない。ただし、受任事件の引継ぎその他この基準によつて業務停止の期間中も認められている事務等のため必要があるときは、その法律事務所の使用目的その他必要な事項の届出を行った上で、弁護士会等の承認を得てその法律事務所を使用することができる。自らの共同法人の業務以外の目的で使用する場合であっても、被懲戒共同法人は、弁護士会等が求めるときは、その法律事務所の使用目的その他必要な事項を届け出なければならない。被懲戒共同法人の社員等が、自己の業務(社員については、外国弁護士法律事務所取扱法第八十条第一項において準用する法第三十条の十九第二項の規定に抵触しない業務に限る。以下同じ。)について、被懲戒共同法人の法律事務所を使用することを妨げない。
(法律事務所表示の除去)
- 十二 被懲戒共同法人は、直ちに共同法人及び法律事務所であることを表示する表札、看板等一切の表示を除去(表示としての機能を失わせる措置一般をいう。以下同じ。)しなければならない。ただし、被懲戒共同法人が業務停止の期間中であること及びその期間を、弁護士会等の指示する方法で表示することにより、除去に代えることができる。
(広告の除去)
- 十三 被懲戒共同法人は、前号に規定するほか、外国法事務弁護士等の業務広告に関する規程(会規第四十五号)第二条に規定する広告をしているときは、直ちにこれを除去し、又は弁護士会等の指示に従わなければならない。
(名刺等の使用)
- 十四 被懲戒共同法人及びその社員等は、被懲戒共同法人及びその社員等として使用する名刺並びに被懲戒共同法人の法律事務所名を表示した事務用箋及び封筒を自ら使用し、又は他に使用させてはならない。ただし、被懲戒共同法人の社員等は、自己の事務所名称を表示する必要がある場合において、自己の業務のためであることを明記した上で使用することができる。被懲戒共同法人及びその社員等以外の事務所を共にする弁護士等は、法律事務所名を表示した名刺、事務用箋及び封筒を自ら使用することができる。
(弁理士、税理士等の業務等)
- 十五 被懲戒共同法人は、弁理士、税理士その他の資格の業務及び外国弁護士法律事務所取扱法第七十一条の規定に基づく法務省令(以下「法務省令」という。)に定める業務を目的としている場合であっても、業務停止の期間中は、これらの業務を行うことができない。
(社員等の自己の業務としての法律事件等の取扱い)
- 十六 被懲戒共同法人の社員等は、自己の業務として受任(外国弁護士法律事務所取扱法第八十条第一項において準用する法第三十条の六第一項の規定による選任に係る受任を含まない。以下本号及び次号において同じ。)をする法律事件及び顧問契約(以下「法律事件等」という。)について、次のイからニまでに従つて取り扱わなければならない。
 - イ 被懲戒共同法人の社員等は、被懲戒共同法人が処分を受ける前から自己の業務として受任していた法律事件等については、業務を行うことができる。
 - ロ 被懲戒共同法人の社員等は、被懲戒共同法人が第一号又は第二号の規定により解除すべき、又は解除した法律事件等を、自己の業務として引き継いで受任することができない。
 - ハ ロの規定にかかわらず、外国弁護士法律事務所取扱法第八十条第一項において準用する法第三十条の十九

第二項の規定に抵触しない場合であつて、かつ、依頼者が被懲戒共同法人の業務停止に係る説明を受けた上で当該社員等に委任する旨の書面を作成して受任を求めるときは、当該社員等は、自己の業務として引き継いで行うことができる。ただし、当該社員等が依頼者に対して委任を求めるときは、この限りでない。

ニ 被懲戒共同法人の社員等は、ハの規定により自己の業務として引き継いで受任した場合において、弁護士会等の求めがあつたときは、依頼者から受領したハの書面を提示し、その写しを提出する等しなければならない。

(法人名義の口座の使用禁止)

十七 被懲戒共同法人の社員等は、被懲戒共同法人が処分を受ける前から自己の業務として受任していた法律事件等の業務及び被懲戒共同法人から引き継いだ法律事件等の業務を行う場合において、被懲戒共同法人名義の口座を使用して依頼者、相手方等から金銭の送金を受けてはならない。

(法律事務所等の設置等の禁止)

十八 被懲戒共同法人は、業務停止の期間中は、法律事務所を設け、又は移転してはならない。

(戸籍謄本等請求用紙の取扱い)

十九 被懲戒共同法人は、戸籍謄本等請求用紙の使用及び管理に関する規則(規則第九号)第七条第二項第四号の規定により、速やかに、保有している全ての未使用の戸籍謄本等請求用紙(一部使用済みのものを含む。以下同じ。)を、所属弁護士会に返還しなければならない。ただし、業務停止の期間が一箇月以内のときは、この限りでない。

(弁護士会等との連絡)

二十 被懲戒共同法人は、弁護士会等と容易に連絡を取ることができる状態を維持し、弁護士会等の求めがある場合は、この基準に定める遵守事項の履行状況を報告し、弁護士会等の指導及び監督に従わなければならない。

2 共同法人の法律事務所の業務停止のとき

(受任事件の取扱い)

一 被懲戒共同法人は、業務停止に係る法律事務所が主として業務を行う受任事件について、次のイからへまでに従つた措置を採らなければならない。

イ 被懲戒共同法人は、直ちに依頼者との委任契約を解除するとともに、委任契約を解除した受任事件について、解除後直ちにその係属する裁判所等に対し、辞任の手続を執らなければならない。

ロ イの規定にかかわらず、業務停止の期間が一箇月以内であつて依頼者が委任契約の継続を求め、又は依頼者が被懲戒共同法人の他の法律事務所が業務を行うこととして委任契約の継続を求めてそのいずれかの旨を記載した確認書を作成し、その写しを弁護士会等に提出する場合は、被懲戒共同法人は、依頼者との委任契約を解除しないことができる。ただし、被懲戒共同法人が依頼者に対して委任契約の継続を求める働きかけをした場合は、この限りでない。

ハ ロの規定により委任契約を継続するときは、被懲戒共同法人は、委任契約の継続確認後直ちに、その係属する裁判所等に対し処分を受けたこと及び業務停止の期間を通知しなければならない。

ニ 被懲戒共同法人は、イの規定により解除した委任契約が債務整理事件であるときは、債権者に対し、依頼者との委任契約を解除したことを連絡するものとし、和解が成立した債権者に対する弁済代行については、依頼者に対し、被懲戒共同法人が弁済代行を行うことができないう旨及び債権者への送金先を通知しなければならない。ただし、支払期限が処分の効力が発生した日から十日以内の場合は、弁済代行を行うことができる。

ホ 業務停止に係る法律事務所を登録事務所とする被懲戒共同法人の弁護士である社員及び使用人である弁護士は、外国弁護士法律事務所取扱法第八十条第一項において準用する法第三十条の六第一項の規定により選任された事件は、辞任しなければならない。ただし、ロの規定により解除しない委任契約に係るものについては、この限りでない。

ヘ 業務停止に係る法律事務所を登録事務所とする被懲戒共同法人の弁護士である社員及び使用人である弁護士は、ホただし書の規定により辞任しない事件であっても、業務停止に係る法律事務所の業務停止の期間中は、当該事件の業務を行うことができない。

(顧問契約の取扱い)

二 被懲戒共同法人は、業務停止に係る法律事務所が主として業務を行う顧問契約について、次のイ及びロに従つた措置を採らなければならない。

イ 被懲戒共同法人は、直ちに依頼者との顧問契約を解除しなければならない。

ロ イの規定にかかわらず、依頼者が被懲戒共同法人の他の法律事務所が業務を行うこととして顧問契約の継続を求めてその旨を記載した確認書を作成し、その写しを弁護士会等に提出する場合は、被懲戒共同法人は、依頼者との顧問契約を解除しないことができる。ただし、被懲戒共同法人が依頼者に対して顧問契

約の継続を求める働きかけをした場合は、この限りでない。

(期日変更申請等)

三 被懲戒共同法人は、業務停止に係る法律事務所が主として業務を行う受任事件について、期日の延期及び変更の申請をすることができない。

被懲戒共同法人は、業務停止に係る法律事務所が主として業務を行う受任事件について、裁判所等から書類の送達又は送付があった場合、これを受領してはならない。誤って受領した場合は、返還する等直ちに適切な措置を採らなければならない。

(預り金の受領禁止)

四 被懲戒共同法人は、業務停止に係る法律事務所が主として業務を行う法律事件等について、保釈保証金、保全保証金及び供託金の還付及び取戻し、和解金等の弁済その他依頼者のために預り金を受領してはならない。依頼者から金員を預かる場合も、同様とする。ただし、民法第六百五十四条に該当する場合は、この限りでない。

(依頼者等への引継ぎ)

五 被懲戒共同法人は、第一号又は第二号の規定により委任契約又は顧問契約を解除した場合は、依頼者及び当該法律事務所を新たに取扱い弁護士等に対し、誠実に法律事務の引継ぎをしなければならぬ。

(弁護士報酬の相殺禁止)

六 被懲戒共同法人は、業務停止に係る法律事務所が主として業務を行う法律事件等に関し、被懲戒共同法人の預り金口座等に業務停止の期間中に入金された和解金等の預り金について、依頼者に対する預り金返還債権と弁護士報酬の請求権を相殺してはならない。

(指定の取扱い)

七 被懲戒共同法人は、業務停止に係る法律事務所を登録事務所とする社員と依頼者との間の指定関係を終了させなければならない。ただし、業務停止の期間が一箇月以内であつて依頼者が指定の継続を求めるときは、指定を継続して業務停止の期間が満了した後に再び業務を行うことができる。

(復代理人の選任等)

八 被懲戒共同法人は、法律事務所業務の業務停止により解除すべき法律事件等について新たに復代理人を選任し、又は業務停止に係る法律事務所を登録事務所とする社員等を新たに加入させ、若しくは雇用する等してはならない。

(復代理人等の監督)

九 被懲戒共同法人は、業務停止に係る法律事務所が主として業務を行う法律事件等について、処分を受ける前に選任した復代理人及び使用人弁護士等に対し、指示及び監督をしてはならない。

(法律事務所の管理行為等)

十 被懲戒共同法人は、業務停止に係る法律事務所管理行為及び賃貸借契約並びに当該法律事務所を登録事務所又は就業場所とする使用人弁護士等及び従業者との雇用契約等を継続することができる。

(法律事務所の使用)

十一 被懲戒共同法人は、業務停止に係る法律事務所を自らの共同法人の業務を行う目的で使用してはならない。ただし、受任事件の引継ぎその他この基準によつて業務停止の期間中も認められている事務等のため必要があるときは、その法律事務所の使用目的その他必要な事項の届出を行った上で、弁護士会等の承認を得てその法律事務所を使用することができる。自らの共同法人の業務以外の目的で使用する場合であっても、被懲戒共同法人は、弁護士会等が求めるときは、その法律事務所の使用目的その他必要な事項を届け出なければならない。

被懲戒共同法人の社員等が、自己の業務について、業務停止に係る法律事務所を使用することを妨げない。

(法律事務所表示の除去)

十二 被懲戒共同法人は、業務停止に係る法律事務所につき、直ちに共同法人及び法律事務所であることを表示する表札、看板等一切の表示を除去しなければならない。ただし、当該法律事務所が業務停止の期間中であること及びその期間を、弁護士会等の指示する方法で表示することにより、除去に代えることができる。

(広告の除去)

十三 被懲戒共同法人は、前号に規定するほか、業務停止に係る法律事務所について、外国法事務弁護士等の業務広告に関する規程第二条に規定する広告をしているときは、直ちにこれを除去し、又は弁護士会等の指示に従わなければならない。

(名刺等の使用)

十四 被懲戒共同法人及び業務停止に係る法律事務所を登録事務所とする被懲戒共同法人の社員等は、業務停止に係る法律事務所を登録事務所とする社員等として使用する名刺並びに当該法律事務所名を表示した事務用箋及び封筒を自ら使用し、又は他に使用させてはならない。ただし、業務停止に係る法律事務所を登録事務所とする被懲戒共同法人の社員等は、自己の事務所名称を表示する必要がある場合において、自己の業務

のためであることを明記した上で使用することができる。被懲戒共同法人及びその社員等以外の事務所を共にする弁護士等は、法律事務所名を表示した名刺、事務用箋及び封筒を自ら使用することができる。

(弁護士、税理士等の業務等)

十五 被懲戒共同法人は、弁理士、税理士その他の資格の業務及び法務省令に定める業務を目的としている場合であっても、業務停止の期間中は、業務停止に係る法律事務所においてこれらの業務を行うことができない。

(社員等の自己の業務としての法律事件等の取扱い)

十六 業務停止に係る法律事務所を登録事務所とする被懲戒共同法人の社員等は、自己の業務として受任（外国弁護士法律事務取扱法第八十条第一項において準用する法第三十条の六第一項の規定による選任に係る受任を含まない。以下本号及び次号において同じ。）をする法律事件等について、次のイからニまでに従って取り扱わなければならない。

イ 業務停止に係る法律事務所を登録事務所とする被懲戒共同法人の社員等は、被懲戒共同法人が処分を受ける前から自己の業務として受任していた法律事件等については、業務を行うことができる。

ロ 業務停止に係る法律事務所を登録事務所とする被懲戒共同法人の社員等は、被懲戒共同法人が第一号又は第二号の規定により解除すべき、又は解除した法律事件等を、自己の業務として引き継いで行うことができな

ハ ロの規定にかかわらず、外国弁護士法律事務取扱法第八十条第一項において準用する法第三十条の十九第二項の規定に抵触しない場合であつて、かつ、依頼者が被懲戒共同法人の業務停止に係る説明を受けた上で当該社員等に委任する旨の書面を作成して受任を求めるときは、当該社員等は、自己の業務として引き継いで行うことができる。ただし、当該社員等が依頼者に対して委任を求める働きかけをした場合は、この限りでない。

ニ 業務停止に係る法律事務所を登録事務所とする被懲戒共同法人の社員等は、ハの規定により自己の業務として引き継いで受任した場合において、弁護士会等の求めがあつたときは、依頼者から受領したハの書面を提示し、その写しを提出する等しなければならない。

(法人名義の口座の使用禁止)

十七 業務停止に係る法律事務所を登録事務所とする被懲戒共同法人の社員等は、被懲戒共同法人が処分を受ける前から自己の業務として受任していた法律事件等の業務及び被懲戒共同法人から引き継いだ法律事件等の業務を行う場合において、被懲戒共同法人名義の口座を使用して依頼者、相手方等から金銭の送金を受けなければならない。

(法律事務所の設置等の禁止)

十八 被懲戒共同法人は、弁護士会の地域内の全ての法律事務所について処分を受けたときは、業務停止の期間中は、その地域内において法律事務所を設け、又は移転してはならない。

(戸籍謄本等請求用紙の取扱い)

十九 被懲戒共同法人は、戸籍謄本等請求用紙の使用及び管理に関する規則第七条第二項第五号の規定により、速やかに、業務停止に係る法律事務所において保有している全ての未使用の戸籍謄本等請求用紙を、当該法律事務所の所属弁護士会に返還しなければならない。ただし、業務停止の期間が一箇月以内のときは、この限りでない。

(弁護士会等との連絡)

二十 被懲戒共同法人は、弁護士会等と容易に連絡を取ることができる状態を維持し、弁護士会等の求めがある場合は、この基準に定める遵守事項の履行状況を報告し、弁護士会等の指導及び監督に従わなければならない。

(指導及び監督)

第三 弁護士会等は、被懲戒共同法人及びその社員等がこの基準及び弁護士会等の定める規制措置を遵守するよう指導及び監督をしなければならない。

(弁護士会の定める規制)

第四 弁護士会は、必要がある場合は、被懲戒共同法人に対する業務停止（法律事務所の業務停止を含む。）の期間中における業務の規制及び弁護士会の採るべき措置について、この基準に準じ別に定めることができる。

附 則

この基準は、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律（令和二年法律第三十三号）第二条の規定の施行の日から施行する。

（令和四年政令第四一号で令和四年一月一日から施行）